

平成24年度の改善評価事項に対する対応について

平成26年 9月24日

金沢大学では、動物実験委員会において平成24年度の本学における動物実験等の実施状況などについて研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（文部科学省告示第七十一号。以下「基本指針」という）と適合しているかについて点検・評価を行いました。

その結果浮かび上がった主な課題とその改善の方針に対して、平成25年度に以下のとおり対応致しました。改善の必要のあった項目のみ掲載させていただいております。

【I. 規程及び体制等の整備状況】

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。

ジエチルエーテル等の爆発性吸入麻酔薬の使用について改善の余地がある。

特に安楽死処置における使用の制限・非爆発性麻酔薬への切替等の啓蒙活動として、ジエチルエーテルに代わる代替処置のマニュアルを作成し、HPにアップする予定である。

【点検評価を受けてとった対応】

- 平成25年12月17日付け動物実験委員会委員長通知「マウス・ラットの安楽死処置法におけるジエチルエーテルの代替に関する手引き（通知）」により代替処理のマニュアルを通知した。
- 平成26年1月29日付け動物実験委員会委員長通知「マウス・ラットの安楽死処置法におけるジエチルエーテルの代替時期について（通知）」により代替時期を通知した。
- 平成26年3月3日に「マウス・ラットの安楽死処置法におけるジエチルエーテルの代替法についての説明会」と題し、代替処置法及び代替時期について説明会を開催した。

II. 実施状況

2. 動物実験の実施状況

概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

動物実験計画の申請及び結果の報告について、提出期限の明確化や部局長への督促体制の整備により、体制の強化は図られているが、一部期限を過ぎた書類提出が散見されるため、提出期限超過後は速やかに部局長への督促を行い、そのうえで提出がないものに対しては、実験責任者の申請資格停止について通知することとする。

【点検評価を受けてとった対応】

- 平成26年4月30日の動物実験計画及び報告の提出期限までに3回（H26.4.1, H26.4.15、H26.4.29）にわたり、委員会より実験責任者へ提出期限について通知を行った。
また、提出遅滞者に対して理事から部局長へ督促を行うこととした。

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況について

概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

ジエチルエーテル等の爆発性吸入麻酔薬の使用について、特に安楽死処置における使用の制限・非爆発性麻酔薬への切替等の啓蒙活動としてマニュアルを作成し、実験責任者に配布する。実験責任者は次年度の動物実験計画書申請の際、マニュアルを参考にし、申請内容を検討することとする。

【点検評価を受けてとった対応】

- 平成26年1月29日付け動物実験委員会委員長通知「マウス・ラットの安楽死処置法におけるジエチルエーテルの代替時期について（通知）」により、申請書においてジエチルエーテルを安楽死処置として選択した場合、新規の実験計画については平成26年度から、継続計画については平成27年度から他の方法に修正するよう実験責任者に通知することとした。また、「ジエチルエーテル使用時の注意事項」の通知も併せて行った。